

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例の読替表

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）の特例……………	1
○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）の特例……………	3
○ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）の特例……………	5
○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成十八年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第十五号）の特例……………	10
○ 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第十九号）の特例……………	12
○ 農林中央金庫法の施行に関し定める告示（平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号）の特例……………	14
○ 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令第五条の規定に基づき、農林中央金庫法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十四年金融庁・農林水産省告示第五号）の特例……………	16
○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二十号）の特例……………	17
○ 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき、水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二十一号）の特例……………	18
○ 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）の特例……………	19
○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）の特例……………	20
○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）の特例……………	21

◎ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年^{金融}農林水産省^庁告示第二号）の特例の読替表【第一条関係】

読替後	読替前
【国内基準】 （基本的項目） 第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会 員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剰余金の 配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第 一項第六号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を 控除したものである。	（基本的項目） 第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会 員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剰余金の 配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第 一項第六号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（ 財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券 評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金を いう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に 係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純 資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合に あつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッ ジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価さ れているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益 に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合 計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除 したものである。

2 (略)	2 (略)
第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は 会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、 外部流出予定額及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）、新 株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株 主資本に計上している次条第一項第六号に掲げるものの額に相当す る額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したもの とする。	第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は 会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、 外部流出予定額及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）、そ の他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第 一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当 該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適 用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金 及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計 額をいうものとする。）、新株予約権及び連結子法人等の少数株主 持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第六 号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号 に掲げる額を控除したものとする。
一〇六 (略)	一〇六 (略)

◎ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年^{金融}農林水産省^庁告示第三号）の特例の読替表【第二条関係】

読替後	読替前
【国内基準】 （基本的項目） 第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会 員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剰余金の 配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第 一項第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を 控除したものである。	（基本的項目） 第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会 員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剰余金の 配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第 一項第五号に掲げるものを除く。）及びその他の有価証券評価差損（ 財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他の有価証券 評価差額金が負の値である場合の当該その他の有価証券評価差額金を いう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に 係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純 資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合に あつては、同号に規定するその他の有価証券評価差額金及び繰延ヘッ ジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価さ れているその他の有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益 に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合 計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除 したものである。

一〇四 (略) 2 (略)	(基本的項目) 第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は 会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、 外部流出予定額及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）、新 株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株 主資本に計上している次条第一項第五号に掲げるものの額に相当す る額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したもの とする。	一〇四 (略) 2 (略)	(基本的項目) 第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は 会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、 外部流出予定額及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）、そ の他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第 一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当 該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適 用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金 及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計 額をいうものとする。）、新株予約権及び連結子法人等の少数株主 持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第五 号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号 に掲げる額を控除したものとする。
一〇六 (略) 2 (略)		一〇六 (略) 2 (略)	

◎ 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第四号）の特例の読替表【第三条関係】

読替後	読替前
【特例を採用した場合の国際統一基準】 （基本的項目） 第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券（第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条の規定により零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法を用いる。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る	（基本的項目） 第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法を用いる。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に

部分の額を除く。)及び繰延ヘッジ損益(同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券(零リスク・ウェイト債券を除く。))をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。)の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一、六 (略)

2、6 (略)

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあつては、第二百二十九条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の

計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一、六 (略)

2、6 (略)

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあつては、第二百二十九条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の

合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第二百二十九条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号に掲げる期限付劣後債務並びに第六号に掲げる期限付優先出資及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったもの)にあっては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウェイト債券を除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二〇六 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非

合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第二百二十九条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号に掲げる期限付劣後債務並びに第六号に掲げる期限付優先出資及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったもの)にあっては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二〇六 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非

累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一～四 （略）

2～7 （略）

（補完的項目）

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母（内部格付手法を採用した場合にあっては、第二百二十九条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及び

累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一～四 （略）

2～7 （略）

（補完的項目）

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母（内部格付手法を採用した場合にあっては、第二百二十九条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及び

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第二百二十九条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号に掲げる期限付劣後債務及び第六号に掲げる期限付優先出資(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウェイト債券を除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二六 (略)
2・3 (略)

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第二百二十九条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号に掲げる期限付劣後債務及び第六号に掲げる期限付優先出資(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二六 (略)
2・3 (略)

◎ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成十
 年金融監督庁
 大蔵省告示第十五号）の特例の読替表【第四条関係】
 農林水産省

読 替 後	読 替 前
（命令第十七条第二項の規定による自己資本の額の調整） 第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十七条第二項の規定による組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号。次条第一項において「特例告示」という。）第一条により読み替えられた農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）の合計額とする。	（命令第十七条第二項の規定による自己資本の額の調整） 第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十七条第二項の規定による組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二十二号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。次条第二項において同じ。）の合計額とする。

2 (略) (命令第二十条第四項の規定による自己資本の額の調整) 第二条 命令第二十条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等(法第十一条の四第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)(の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。))は、基本的項目の額(特例告示第一条により読み替えられた告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。))及び補完的項目の額(告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。))の合計額とする。	2 (略) (命令第二十条第四項の規定による自己資本の額の調整) 第二条 命令第二十条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等(法第十一条の四第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)(の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。))は、基本的項目の額(告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。))及び補完的項目の額(告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。))の合計額とする。
--	---

◎ 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第十
九号）の特例の読替表【第五条関係】
金融監督庁
農林水産省

読替後	読替前
（漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十五条第二項の規定による自己資本の額の調整） 第一条 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十五条第二項の規定による組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号。次条第一項において「特例告示」という。）第二条により読み替えられた漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（	（漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十五条第二項の規定による自己資本の額の調整） 第一条 漁業協同組合等の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十五条第二項の規定による組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号。以下「告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。）の合計額とする。

告示第五条に規定する補完的項目の額をいう。)の合計額とする。 (漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十八条第四項の規定による自己資本の額の調整) 第二条 命令第十八条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。)は、基本的項目の額(特例告示第二条により読み替えられた告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。)及び補完的項目の額(告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。)の合計額をいう。 2 (略)	(漁業協同組合等の信用事業に関する命令第十八条第四項の規定による自己資本の額の調整) 第二条 命令第十八条第四項の規定による組合又は連合会及び子会社等の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「調整自己資本額」という。)は、基本的項目の額(告示第十二条に規定する基本的項目の額をいう。)及び補完的項目の額(告示第十三条に規定する補完的項目の額をいう。)の合計額をいう。 2 (略)
--	---

◎ 農林中央金庫法の施行に関し定める告示（平成十三年^{金融}農林水産省告示第十三号）の特例の読替表【第六条関係】

読替後	読替前
（自己資本の額に加える調整） 第四条の三 規則第七十三条第二項に規定する法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、基本的項目の額（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「基準告示」という。）第十七条第一項（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号。以下この項及び第四条の五第一項において「特例告示」という。）第三条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた基準告示第十条第一項に規定する基本的項目の額をいう。次項において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第十八条第一項に規定する補完的項目の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。 2・3 （略） （連結自己資本の額に加える調整） 第四条の五 規則第七十六条第四項に規定する法第五十六条第二号に	（自己資本の額に加える調整） 第四条の三 規則第七十三条第二項に規定する法第五十六条第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、基本的項目の額（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「基準告示」という。）第十七条第一項に規定する基本的項目の額をいう。次項において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第十八条第一項に規定する補完的項目の額をいう。次項において同じ。）の合計額とする。 2・3 （略） （連結自己資本の額に加える調整） 第四条の五 規則第七十六条第四項に規定する法第五十六条第二号に

掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額 （以下この条において「調整連結自己資本額」という。）は、基本 的項目の額（基準告示第五条第一項（特例告示第三条第一項に規定 する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた基 準告示第五条第一項とする。）に規定する基本的項目の額をいう。 以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第六条 第一項に規定する補完的項目の額をいう。以下この条において同じ 。）の合計額とする。 2 5 （略）	掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額 （以下この条において「調整連結自己資本額」という。）は、基本 的項目の額（基準告示第五条第一項に規定する基本的項目の額をい う。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（基準告示第 六条第一項に規定する補完的項目の額をいう。以下この条において 同じ。）の合計額とする。 2 5 （略）
--	--

◎ 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令第五条の規定に基づき、農林中央金庫法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十四年農林水産省告示第五号）の特例の読替表【第七条関係】

読替後	読替前
1 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（以下「命令」という。）第五条に規定する農林中央金庫法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号。以下この項において「基準告示」という。）第五条第一項（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号）第三条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた基準告示第五条第一項とする。）に規定する基本的項目の額とする。 2 （略）	1 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（以下「命令」という。）第五条に規定する農林中央金庫法第五十六条第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）第五条第一項に規定する基本的項目の額とする。 2 （略）

◎ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項の規定に基づき、農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年^金農林^融水産省^庁告示第二十号）の特例の読替表【第八条関係】

読 替 後	読 替 前
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項に規定する農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号）第一条により読み替えられた農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号）第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十一条の二第二項に規定する農業協同組合法第十一条の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号）第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。

◎ 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条の二第二項の規定に基づき、水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額を定める件（平成十八年^金農林^融水産^庁省告示第二十一号）の特例の読替表【第九条関係】

読替後	読替前
漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条の二第二項に規定する水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、<u>農業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号）第二条により読み替えられた<u>漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号）<u>第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。</u>	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第四十四条の二第二項に規定する水産業協同組合法第十一条の六第一項第一号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を加えた額は、<u>漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号）<u>第四条第一項に規定する基本的項目の額とする。</u>

◎ 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁告示第四号）の特例の読替表【第十条関係】

読替後	読替前
（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、<u>農業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号）第一条により読み替えられた<u>農業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。	（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、<u>農業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。

◎ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年^金農林水産省^融告示第五号）の特例の読替表【第十一条関係】

読替後	読替前
（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、<u>農業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号）第二条により読み替えられた<u>漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。	（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、<u>漁業協同組合等</u>がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。

◎ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁告示第六号）の特例の読替表【第十二条関係】

読替後	読替前
（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。ただし、農林中央金庫が農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・農林水産省告示第二十二号）第三条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示において使用する用語の例による。	（定義） 第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁・農林水産省告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。